

改正後（案）	現 行
<p>で、支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備が求められる。センターは、支援する高齢者の世帯全体の課題やリスクを把握し、必要に応じて、<u>市の「自立支援相談窓口」又は「すくすく子育て相談室」、「北埼玉在宅医療連携室」、「北埼玉障がい者生活支援センター」</u>等の相談支援機関等に適切につなぎ、さらに必要がある場合には、各相談窓口の職員、民生委員等の地域の支援者の参画を得て地域ケア会議を開催し、課題の共有、支援方針の検討及び役割分担を行うなど、連携して対応に当たるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 介護事業者・医療機関・民生委員・<u>老人クラブ</u>・ボランティア等とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針</p> <p>センターは、介護保険サービス事業所等との情報共有の機会の創出、地域ブロンズ会議（地域で活動している団体や住民が、高齢者を地域全体で支え合うという共通の目的を持って集まり、見守りや声かけ、日常生活におけるちょっとした困り事の手伝い等、その地域に必要な支え合いの仕組みについて話し合ったり、活動したりする「地域支え合いの仕組みづくり」のことをいう。）の取り組みや民生委員・児童委員定例会等への参画、日頃のセンターの活動等を通じて、地域住民、介護保険サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、<u>老人クラブ</u>、関係団体、ボランティア等によって構成される「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めるものとする。</p> <p>特に、近年、地震や風水害などの災害に対する備えの重要性が増していることを踏まえ、センターは、災害発生時における高齢者の避難支援を円滑に行えるよう、普段から、自治協力団体や民生委員・児童委員等との情報交換及び地域の防災訓練への参加に努めるものとする。</p> <p>(5) 権利擁護支援の実施方針</p> <p>ア センターは、高齢者虐待に関する相談・通報窓口として、市民<u>及び介護支援専門員等</u>に広く周知するとともに、高齢者虐待に関する相談・通報を受け付けた場合は、「加須市高齢者虐待対応マ</p>	<p>で、支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備が求められる。センターは、支援する高齢者の世帯全体の課題やリスクを把握し、必要に応じて、<u>「北埼玉障がい者生活支援センター」、「自立相談支援窓口」、「すくすく子育て相談室」、あるいは、市以外</u>の相談支援機関等に適切につなぎ、さらに必要がある場合には、各相談窓口の職員、民生委員等の地域の支援者の参画を得て地域ケア会議を開催し、課題の共有、支援方針の検討及び役割分担を行うなど、連携して対応に当たるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 介護事業者・医療機関・民生委員_____・ボランティア等とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針</p> <p>センターは、介護保険サービス事業所等との情報共有の機会の創出、地域ブロンズ会議（地域で活動している団体や住民が、高齢者を地域全体で支え合うという共通の目的を持って集まり、見守りや声かけ、日常生活におけるちょっとした困り事の手伝い等、その地域に必要な支え合いの仕組みについて話し合ったり、活動したりする「地域支え合いの仕組みづくり」のことをいう。）の取り組みや民生委員・児童委員定例会等への参画、日頃のセンターの活動等を通じて、地域住民、介護保険サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員_____、関係団体、ボランティア等によって構成される「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めるものとする。</p> <p>特に、近年、地震や風水害などの災害に対する備えの重要性が増していることを踏まえ、センターは、災害発生時における高齢者の避難支援を円滑に行えるよう、普段から、自治協力団体や民生委員・児童委員等との情報交換及び地域の防災訓練への参加に努めるものとする。</p> <p>(5) 権利擁護支援の実施方針</p> <p>ア センターは、高齢者虐待に関する相談・通報窓口として、市民_____に周知するとともに、高齢者虐待に関する相談・通報を受け付けた場合は、「加須市高齢者虐待対応マ</p>

改正後(案)	現 行
<p>ニユアル」に基づき、速やかにかつ適切に対応するものとする。</p> <p><u>イ センターは、加須市高齢者等虐待及び消費者被害防止ネットワーク会議に参画し、関係機関との連携体制の構築を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> センターは、認知症等により判断能力が低下し、介護サービスの利用手続きや金銭管理等が困難な高齢者等を把握した場合は、本人又はその家族等に対し、成年後見制度や福祉サービス援助事業等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>また、市長申し立てによる成年後見制度の活用が必要と認められる高齢者等を把握した場合は、速やかに市へ情報提供する<u>とともに、申し立て手続きに係る支援を行う</u>ものとする。</p> <p><u>エ</u> センターは、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺を未然に防止するため、市、警察、自主防犯組織及び防犯協会等と連携し、高齢者への注意の呼びかけ等を行うものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ センターは、介護支援専門員、<u>介護保険サービス事業所及び医療機関等</u>からの相談内容や利用者及びその家族からの苦情等により、介護支援専門員に不足する知識や技術などを把握した上で、介護支援専門員の実践力の向上に資する研修や事例検討会の開催、介護支援専門員が作成したケアプランの評価等を行うことによって、介護支援専門員の実践力の向上を支援するものとする。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 一般介護予防事業の実施方針</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 上記アからウまでの事業の実施に当たっては、上記のほか、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施を図る観点から、市の関係課 (<u>いきいき健康長寿課、高齢介護課及び市民福祉健康課</u>) との円滑な連携に努めるものとする。</p>	<p>ニユアル」に基づき、速やかにかつ適切に対応するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p><u>イ</u> センターは、認知症等により判断能力が低下し、介護サービスの利用手続きや金銭管理等が困難な高齢者等を把握した場合は、本人又はその家族等に対し、成年後見制度や福祉サービス援助事業等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>また、市長申し立てによる成年後見制度の活用が必要と認められる高齢者等を把握した場合は、速やかに市へ情報提供する _____ ものとする。</p> <p><u>ウ</u> センターは、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺を未然に防止するため、市、警察、自主防犯組織及び防犯協会等と連携し、高齢者への注意の呼びかけ等を行うものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ センターは、介護支援専門員 _____ からの相談内容や利用者及びその家族からの苦情等により、介護支援専門員に不足する知識や技術などを把握した上で、介護支援専門員の実践力の向上に資する研修や事例検討会の開催、介護支援専門員が作成したケアプランの評価等を行うことによって、介護支援専門員の実践力の向上を支援するものとする。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 一般介護予防事業の実施方針</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 上記アからウまでの事業の実施に当たっては、上記のほか、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施を図る観点から、市の関係課 (<u>高齢者福祉課、市民福祉健康課及び健康づくり推進課</u>) との円滑な連携に努めるものとする。</p>

改正後（案）	現 行
<p>(10) 略</p> <p><u>(11) 医療との連携の推進に関する方針</u> <u>センターは、医療と介護の連携による質の高いケアを実現するため、医療・介護関係者向けの研修等に積極的に参加するとともに、北埼玉在宅医療連携室の協力を得て、医療関係者と合同の事例検討会や研修会を開催し、医療関係者との連携体制の構築及びケアマネジメントの質の向上を図るものとする。</u></p> <p><u>(12) 地域ブロンズ会議への支援方針</u> <u>センターは、市及び生活支援コーディネーターと連携し、加須市社会福祉協議会支部の区域を活動範囲とする「第2層」及び自治協力団体の区域を活動範囲とする「第3層」の地域ブロンズ会議の発足及び活動の継続を支援するものとする。</u></p> <p><u>(13)・(14) 略</u></p> <p><u>(15) 事業の質の向上を図るための方針</u> ア・イ 略 <u>ウ センターの設置者は、センターに配置する3職種（主任介護支援専門員、社会福祉士及び保健師等）のそれぞれの専門性を活かし、チームとしての支援体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>エ・オ 略</u></p> <p><u>(16) 略</u> 略 別表 略</p>	<p>(10) 略</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(11)・(12) 略</u></p> <p><u>(13) 事業の質の向上を図るための方針</u> ア・イ 略 [新設]</p> <p><u>ウ・エ 略</u></p> <p><u>(14) 略</u> 略 別表 略</p>